

第1回 愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針策定検討会議議事録

日時：2022年7月6日（水） 午後4時から午後6時まで

場所：自治センター6階 災害対策本部室分室

1 委員紹介

- ・出席した委員から挨拶と自己紹介をいただいた。

2 議事

(1) 愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針策定検討会議の設置について

- ・神谷委員が座長に選任された。
- ・宮木委員が職務代理者に選任された。

(2) 関係機関における犯罪被害者等支援について

(日本司法支援センター)

- ・日本司法支援センター愛知地方事務所 滝口事務局長より資料1に基づいて説明をいただいた。

(愛知労働局)

- ・愛知労働局雇用環境・均等部指導課 堀井課長補佐より資料に基づいて説明をいただいた。

【日本司法支援センター及び愛知労働局への委員意見】

- ・ 検察庁において、法テラスの制度を利用する際、被害者に制度を紹介したいが、検察官が制度を良く分からないという問題がある。犯罪被害者支援をやっている弁護士に繋いでいただければ、こういった制度が使えるのか使えないのかというのは理解しているため、弁護士に繋いでいただくことと、法テラスの制度の利用というところは、ワンセットのところがある。しかし、法テラスの制度で全てがカバーできているわけではないため、それでも不足している部分がどこか、そういう部分に対して、じゃあどういったところで手当てがこれから必要なのかということ、例えば県の条例の中で議論していくことになるのかなと考えている。
- ・ 特別休暇制度導入事例集 2021（令和3年度）抜粋の「特別休暇制度とは」の「法定外休暇」のところ、裁判員休暇は上がっているが、被害者参加制度も刑事訴訟法に定められた、裁判員と同じように法律で定められた制度である。せめて「法定外休暇」に裁判員休暇をあげるのであれば、被害者のところは、被害者の被害回復のための休暇だけでなく、被害者参加制度とか、そういうものを書き加えていただきたい。

- ・ 「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」リーフレットの配布先について、現状は厚生労働省から直接送られている裁判所だけのようで、目にすることが少ないため、関係機関それぞれにこのリーフレットを配布いただきたい。配布先をもっと広げていくといいのではないかな。
- ・ 実際に直接支援にあたる、たとえばサポートセンターあいち等にもリーフレットを持っていただき、支援員が被害者と一緒に職場に足を運ぶなどして、被害者が置かれた状況や休暇の取得について理解を促すような働きかけをしていただきたい。

(3) 愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針取りまとめの基本的な考え方について

【「愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針取りまとめの基本的な考え方について」への委員の意見】

(資料の構成について)

- ・ 指針を作るに当たって、体制の整備と、それから具体的な施策、この二本が示されて、それを実行していくことが大事ではないかと考えおり、体制整備は、「支援施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」に入るのではないかなと思う。その頭で資料上の三を見ると、想定しているのは、指針の改訂時期や別冊の位置づけというようなことで、推進するために必要な事項の中では、とても形式的なことだけが書いてあるような気がする。
- ・ 「総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」というのは体制をどのようにするかが大事。県内部、市町村との関係、他機関との関係の3つがある。まず、被害者支援は福祉の分野と同じように、いろいろな部署の連携が必要であるので、庁内、愛知県という組織の中で各部署がどのように連携していくのかを記載することが重要だと考える。2つ目として、県が条例を作った。この先は県内どこに住んでいても一定水準の支援を受けられるようにしていくのが目的だと思う。県ではなくて、市町村で実施すべき施策、市町村にお願いしたい施策ということについて、ばらつきのないように県が市町村に協力する、サポートしていくための体制も大事である。さらに、犯罪被害者支援は、行政がやることと、色々な機関がやることがあるので、多機関との連携についてどのようにしていくか、これもやはり大事な事項である。こういった体制に関する事項をこの三の「総合的かつ計画的に推進していくために必要な事項」のところに書き込んでいくということが大事だと思っている。

(庁内の連携体制について)

- ・ 犯罪被害者の支援というときに、ニーズとしての支援がどこの課が担当するかということも、かなりバリエーションに富むことになると思う。そうすると、それを取りまとめる、庁内の中での連携を図れるような会議体とか、そのようなものが、国と同じように、国の犯罪被害者等施策推進会議と同じようなものを一つ設けるといふことが必要だと思ふ。
- ・ 犯罪被害者支援のプロという方がどこの組織にもいないのが現状だと思ふし、そんなに簡単に養成できないということも良く分かっているが、ジョブローテーションしていくということを見ると、色々な部署の人が犯罪被害者支援について会議体に参加したりする経験を持っていて、その経験を持った人が、県庁内に広がっていくことが、先ずその県民に広がっていく第一歩だと思ふ。

(庁外との連携体制について)

- ・ 庁内の連携から発展させて、庁内との連携プラス市区町村との連携を図っていくようなことが、最終的には必要になってくると思う。それが必要になってくるのは恐らく施策が動き出して、市区町村にもこういうことをお願いしますとなったときに、定期的に検証をする必要があると思ふ。そのため、1年に1回、最初の頃は中々軌道に乗らないかもしれないため、半年に1回とか、軌道に乗ってくれば1年に1回という形になったとしても、県が、県下の市区町村と一体となって取り組んでいくというような検討の会を設けていき、会の参加者たちにも広報等を担っていただきながら広げていくという形が、リアルな基本方針なのかと、現状では考えている。

(支援の流れの確立について)

- ・ 支援のフローをちゃんと確立するということが重要であり、そのフローを確立するということは、被害者の方が市区町村や警察、県、支援団体、弁護士、法テラスなど、どの窓口にも相談したとしても、ちゃんと支援のベルトコンベアに乗り、皆一律に同様のサポートを受けられるという幹の部分をしっかり確立することだと考えている。
- ・ 市町村行政では、住民に対する様々な相談支援を担い、包括支援体制を築いているところであるが、限られた予算、限られた人的資源のため、それをいかに配分するかということと、民間への委託ということが増えているので、庁内・庁外連携はどこの自治体も苦慮しているところだと思ふ。潜在化している被害者の方々が、身近な自治体で安心して相談することができる場所の確保が必要である。そのために、地方公共団体での被害者の支援の推進や、支援のフローが明確になるように記載される必要がある。

- ・ 県民も含め、被害者もどこに相談に行ったらいいのかわからない、というのが一番困る。ここに相談窓口があるということを明確にしなければ、その後の支援には絶対繋がらない。今まで、被害者が被害届を出して、警察が受理したものが被害者支援に繋がったというルートだったが、それでは漏れてしまうケースがあるため、県条例を作る、市町村に条例を作る必要があるという事のはず。どこから相談が来ても必ず支援のレールに乗ることを実現するために、県に条例を制定したと考えている。

(相談窓口の設置と体制の強化について)

- ・ 先ずは相談窓口、ここに被害者が行けば良いというのが明確に分かるものを設置していただきたい。
- ・ ワンストップの支援体制ということが、所謂、司令塔という意味とは違うかもしれないが、弁護士会、法テラス、労働局等、どこに相談が寄せられても、その情報をここに集約するという場所が必要である。具体的にどのような支援が必要かという事を、そこで検討・判断し、例えば、法テラスから弁護士の紹介を行うというような、関係機関へ支援の要請をするなど、相談を受け、情報を集約し、支援につなげる場所を作っていただきたい。
- ・ 県の職員の方々には異動があり、被害者支援の必要性をようやく分かっていたら、1～2年で担当者が替わり、また0から、あるいはマイナスからのスタートという事が無いよう、異動などを伴わない、少しでも長期的に当たっていただける方、例えば臨床心理士、社会福祉士といった対人援助ができる専門職の方を置いていただきたい。

(県の役割について)

- ・ 第4次犯罪被害者等基本計画のポイントを見ると、地方公共団体における被害者支援の推進が第一に掲げられており、住民に身近なところでのサポート体制を推進するという事では、市区町村の取り組みと努力が必要である。犯罪被害者基本法の第五条において、地方公共団体は横並びといえども県は何らかのリーダーシップを示す必要があるのではないかと思う。

(地域住民の理解の必要性について)

- ・ 「切れ目のない支援」は福祉の分野でよく用いられ、そこで求められる伴走型支援や寄り添い型支援は、行政や専門職だけでなく、地域住民も含め、様々な関係者が我が事・丸ごととして取り組むことで達成できると考える。被害者支援が、地域住民の安心・安全なまちづくりに寄与する取組として進められることが、自治体の関心を高める一つの方向

性を作るものになると思う。また、自治体がこうしたことに取り組むためには地域住民の関心と理解の高まりが求められる。

(被害者支援の底上げについて)

- ・ 被害者支援を底上げしていくには、例えば、地震が起きたらと想定し避難訓練を小学生の時からずっとしているように、どうしたらいいかという事を知識として持ってもらう作業、つまり、教育の中に取り入れていくのと同じように、県民・市民が、犯罪被害に遭ったらどうするか、ここに相談に行く、という知識を持てるような取り組みが必要だと思う。

(支援の見直しを行う組織について)

- ・ 指針の見直しとは別に、現に行う支援がどうなのかというのは、何か具体的に起こった問題に対処する場がないといけないと思うので、指針の見直しをどうするか、検証とは別に、実際の支援にどう対応していくかということを検討する組織を、この指針で設置していただきたいと思う。

(指針の検討における視点について)

- ・ こういった指針を作るとき、枠組みや権限の話が出てくることがあるが、円滑に求められている支援を実現することが大事であり、縦割りは被害者の視点ではない。どこに何を任すか、その他体制を作っていく時には、被害者の視点でどういうものがあるといいのか、それを実現するにはどうすればいいのかということをお忘れしないことが必要だと思う。
- ・ 指針の検討においては、性犯罪性暴力被害者の支援の方のニーズなども汲み取っていく必要があると思う。